

平成 2 5 年泉北環境整備施設組合議会

第 2 回定例会 会議録

平成 2 5 年 7 月 3 日（水）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成25年7月3日(水)午前10時30分、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 明石 | 宏隆 | 君 | 2番 | 綿野 | 宏司 | 君 |
| 3番 | 宮口 | 典子 | 君 | 4番 | 古賀 | 秀敏 | 君 |
| 5番 | 松本 | 定 | 君 | 6番 | 貫野 | 幸治郎 | 君 |
| 7番 | 堀口 | 陽一 | 君 | 8番 | 丸谷 | 正八郎 | 君 |
| 9番 | 森下 | 巖 | 君 | 10番 | 溝口 | 浩 | 君 |
| 11番 | 坂本 | 健治 | 君 | 12番 | 山本 | 秀明 | 君 |
| 13番 | 友田 | 博文 | 君 | 14番 | 辻本 | 孔久 | 君 |
| 15番 | 吉川 | 茂樹 | 君 | | | | |

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

| | | | | | |
|------------------------|----|----|---|----|----|
| 管 理 者 | 阪口 | 伸六 | 副 管 理 者 | 辻 | 宏康 |
| 副 管 理 者 | 伊藤 | 晴彦 | 代 表 監 査 委 員 | 山出 | 邦夫 |
| 事 務 局 長 | 吉岡 | 理 | 会 計 管 理 者 | 上田 | 達也 |
| 事 務 局 次 長 兼 清 掃 部 長 | 野本 | 順一 | 総 務 部 長 | 初田 | 節則 |
| 下 水 道 部 長 | 清水 | 猛 | 総 務 部 理 事 | 炭谷 | 力 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 中嶋 | 護 | 総 務 部 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 長 事 務 局 長 | 池尾 | 秀樹 |
| 総 務 部 参 事 総 務 課 参 事 | 飯坂 | 孝生 | 清 掃 部 理 事 | 岸部 | 昭彦 |

| | | | | | |
|-----------------------------|----|---|-------------------------------|----|----|
| 清掃部次長 兼環境管理課長 兼第1事業所長 | 池尾 | 学 | 清掃部 環境事業課長 兼北クリーンセンター所長 | 藤原 | 義雄 |
| 清掃部 環境事業課参事 | 堀場 | 壽 | 下水道部事業課長 | 逢野 | 典夫 |
| 下水道部 事業課参事 | 船富 | 淳 | | | |

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----------------|----|----|------------------|----|----|
| 総務部 総務課課長代理 | 渡邊 | 一午 | 総務部総務課 企画財政係長 | 野井 | 昭彦 |
|----------------|----|----|------------------|----|----|

1 本日の議事日程は次のとおりである。

| | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定について |
| 日程第 2 | 議選第 1 号 | 議長の選挙について |
| 日程第 3 | | 議席の指定について |
| 日程第 4 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 5 | | 会期の決定について |
| 日程第 6 | 議選第 2 号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 7 | 議選第 3 号 | 議会常任委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 11 | 報告第 2 号 | 例月現金出納検査の結果報告について (平成24年度 平成15年 1～5 月分、平成25年度 平成 25年 4 月分、5 月分) |
| 日程第 12 | 報告第 3 号 | 平成24年度定期監査の結果報告について |
| 日程第 13 | 報告第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別 会計補正予算(第 4 号)) |
| 日程第 14 | 報告第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて (泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例等 の一部を改正する条例制定について) |
| 日程第 15 | 報告第 6 号 | 平成24年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会 計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 | 泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポー ザル方式事業者選定委員会条例制定について |
| 日程第 17 | | 泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポー ザル方式事業者選定委員会条例制定についての撤回請求 について |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポー |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | ザル方式事業者選定委員会条例制定について |
| 日程第19 | 議案第12号 | 泉北環境整備施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第13号 | 財産の取得について |
| 日程第21 | 議案第14号 | 損害賠償の額の決定について（長期電力受給契約の解約に伴う精算金） |
| 日程第22 | 議案第15号 | 泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の締結について |
| 日程第23 | 議案第16号 | 平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第24 | 議案第17号 | 平成25年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第25 | 議案第18号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条件制定について |

(午前10時30分開会)

○臨時議長（松本 定君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。お待たせいたしました。

ただいま出席議員は15名全員の出席をいただいておりますので、平成25年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立しています。よって、これより開会いたします。

初めに、日程の追加をお諮りいたします。

議会運営委員会の決定により、日程22の次に、ただいま皆様方のお手元にご配付いたしました日程表のとおり日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、よって、日程表のとおり日程を追加することに決定いたしました。

続きまして、本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元に配付しております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

議事の進行上、**日程第1、仮議席の指定**を行います。

1番 明石宏隆議員、2番 綿野宏司議員、3番 宮口典子議員、4番 古賀秀敏議員、5番 松本 定議員、6番 貫野幸治郎議員、7番 堀口陽一議員、8番 丸谷正八郎議員、9番 森下 巖議員、10番、溝口 浩議員、以上のとおり、仮議席を指定いたします。その他の議員さんにおかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

続きまして、**日程第2、議選第1号、議長の選挙**についてを議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、指名推薦の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

2番、綿野宏司議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議選第1号、議長の選挙については、2番、綿野宏司議員が議長に当選されました。

議長に当選されました綿野議員が議長におられますので、本席から本組合議会会議規則第31条の規定により議長当選人を告知いたします。

それでは、綿野議員より、議長就任のご挨拶を申し上げたき旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

綿野議長。

○2番（綿野宏司君） このたび、不肖私、議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会議長の要職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。次第であります。

私、議会運営につきましては、浅学非才ではございますが、皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りまして、議長職にまい進する所存でございますので、今後とも皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（松本 定君） 挨拶が終わりました。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これをもちまして議長職を交代させていただきます。綿野議長、議長席にお願いいたします。

○議長（綿野宏司君） それでは、よろしくをお願いいたします。

引き続き議事に入ります。

日程第3、議席の指定について、議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第3条第2項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

ただいまご着席の議席を指定いたします。

引き続きまして、**日程第4、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第111条の規定により、私よりご指名を申し上げます。

3番 宮口典子議員、6番 貫野幸治郎議員のご両名をお願いいたします。

引き続きまして、**日程第5、会期の決定について、議題**といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期は本日1日といたしましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 改めまして、おはようございます。

綿野議長さんのお許しを賜りまして、本組合議会第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、新たにご就任いただきました綿野議長さん、また、改選を踏まえ新たな議会議員構成と相なりまして、議員各位におかれましては、今後ともお世話になりますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

本日の定例会の招集に際しましては、公私何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、先ほども、松本臨時議長よりお話のございました泉大津市選出の故濱口博昭議員におかれましては組合行政にご理解をお示しいただきまして、大変お世話になりました。

また、これからも組合行政推進のため、ご協力をお願いするところでございましたが、まことに残念でなりません。

ここに正副管理者、職員一同、謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、高石・泉大津両市の議員のも皆様方におかれましては、先ほども申し上げましたように、役員改選が行われ、本組合議員としてお迎えすることになり、心からご歓迎を申し上げますとともに、今後とも本組合の運営に際しまして、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

本組合の事業につきましては、既にご案内のとおり、清掃事業並びに下水道事業でございまして、両事業とも市民生活に密着をいたしました重要な事業であり、清潔で快適な環境づくりに不可欠な事業でございます。

今後とも我々三管理者、職員が一丸となりまして、業務の遂行に当たってまいりますので、より一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

本日、上程をさせていただきます案件でございますが、本組合議会の役員選挙でございまして、大変ご苦勞をおかけすることとなる存じますが、何とぞ円満にご選任をいただきますよう、お願ひ申し上げる次第でございます。

また、理事者からご提案申し上げます案件といたしましては、任期満了に伴います識見の監査委員並びに議員皆様方の中から選出されます監査委員の選任をいただきます案件及び公平委員会委員の任期満了に伴う委員をご選任いただきます案件、また報告案件といたしまして、例月現金出納検査の結果報告外4件でございます。

次に、条例制定についてご審議を賜る案件外6件となっております。

いずれの案件につきましてもご説明をさせていただき、慎重審議いただくわけですが、よろしくご審議をいただきまして、ご選任、ご同意、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 管理者の挨拶が終わりました。

引き続き、議事に入ります。

日程第6、議選第2号、副議長の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

14番 辻本孔久議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第2号、副議長の選挙については、14番 辻本孔久議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました辻本孔久議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第31条の規定により、副議長当選人を告知いたします。

それでは、辻本孔久議員より、副議長就任のご挨拶を申し上げたき旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

辻本議員。

○副議長（辻本孔久君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、不肖私が、議員皆様方のご推挙によりまして本組合議会副議長に当選させていただきましたことを光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

議長を補佐し、ご期待に沿えるよう努力をいたします。どうか皆様方のご支援とご協力を賜りますことをお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任のお礼と挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（綿野宏司君） ご挨拶が終わりました。

それでは、引き続きまして、**日程第7、議選第3号、議会常任委員会委員の選任について**

を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

総務委員会委員には、1番 明石宏隆議員、5番 松本 定議員、7番 堀口陽一議員、8番 丸谷正八郎議員、11番 坂本健治議員、12番 山本秀明議員、以上6名の方々を。

次に、建設委員会委員には、3番 宮口典子議員、4番 古賀秀敏議員、6番 貫野幸治郎議員、9番 森下 巖議員、13番 友田博文議員、15番 吉川茂樹議員、以上6名の方々をそれぞれ選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第3号、議会常任委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、各常任委員会委員の正副委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

総務委員会委員長には、7番 堀口陽一議員、同じく、副委員長には、5番 松本 定議員。

建設委員会委員長には、15番 吉川茂樹議員、同じく、副委員長には、6番 貫野幸治郎議員。

以上の方々に、それぞれ委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、**日程第8、議案第8号、監査委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) ただいま上程をされました議案第8号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで、監査委員を務めていただいております、山出邦夫氏の任期が、本年7月20日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び本組合同規約第12条第2項の規定に基づきまして議会のご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げた次第でございます。

山出邦夫氏の経歴につきましては、お手元にご配付のとおりでございます、すぐれた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合監査委員として最適任者であると確信いたしておる次第でございます。

何とぞ、よろしくご審議いただきましてご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（綿野宏司君） 管理者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件につきましては、同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、**日程第9、議案第9号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、溝口 浩議員に除斥を求めます。

（溝口議員退席）

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程をされました議案第9号、監査委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任をされておられました友田博文議員が辞職されましたので、その後任といたしまして、溝口 浩議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項並びに本組合同約第12条の規定に基づきまして、議会のご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げた次第でございます。

溝口 浩議員におかれましては、平成7年泉大津市議会議員にご就任になり、現在5期目のご在任中で、その間、議長を初め要職を歴任され、豊富な知識と経験は本組合監査委員として最適任者であると確信をいたしておる次第でございます。

どうかよろしくご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（綿野宏司君） 管理者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、溝口 浩議員の除斥を解きます。

(溝口議員着席)

引き続きまして、**日程第10、議案第10号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) ただいま上程をされました議案第10号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで公平委員会委員を務めていただいております山野喜弘氏が、本年7月20日をもって任期満了を迎えられますので、引き続き、同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げた次第でございます。

山野喜弘氏の経歴につきましてはお手元にご配付いたしておりますとおりで、すぐれた識見と豊かな経験をお持ちであり、また、高石市公平委員会委員として現在もご就任中であり、本組合公平委員会委員として最適任者であると確信をいたしておる次第でございます。

何とぞ、よろしくご審議をいただきましてご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(綿野宏司君) 管理者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

次に、**日程第11、報告第2号、例月現金出納検査の結果報告**であります。

本件につきましては、質疑がありましたらお受けいたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては地方自治法第235条の2第3項の規定に基

づく報告があったものとして処理いたします。

次に、**日程第12、報告第3号、平成24年度定期監査の結果報告について**を議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けをいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては地方自治法第199条第9項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

次に、**日程第13、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））**を議題といたします。

本件につきまして、内容説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

本件は、公共下水道事業特別会計におきまして、日本経済再生に向けた緊急経済対策として国の補正予算成立により、交付金の追加内示を受けたものでございますが、交付申請等、年度末を迎え早急に予算措置をしなければならず、平成25年2月27日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。49ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ2億7,020万円を追加し、歳入歳出それぞれ25億7,840万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の項款の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の繰越明許費の変更は、追加内示による事業費について全額を翌年度に繰り越しをお願いするもので、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

第3条地方債の変更につきましては、第3表地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

58ページをお願いいたします。

3、歳出、第1款公共下水道事業費、第2項公共下水道建設費、第2目合流改善整備事業

費につきましては、国の緊急経済対策による追加事業費といたしまして、合流改善事業建設工事委託料2億7,020万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入につきましては、ご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

2、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、追加事業費の一般財源分といたしまして、分担金1,360万円の追加をお願いするものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、国の緊急経済対策によります交付金1億3,510万円を追加し、次の第6款組合債につきましても、1億2,150万円の追加をお願いするものでございます。

次に、恐れ入りますが、53ページをお願いいたします。

第2款繰越明許費補正につきましては、平成25年第1回定例会におきまして、合流改善事業建設工事委託料7,200万円の繰り越しの承認をいただき、今回の追加事業費分2億7,020万円を追加し、3億4,220万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次の54ページでございます。

第3表地方債補正につきましては、公共下水道事業に1億2,150万円を追加し、公営企業借換債を含む公共下水道事業特別会計の限度額を10億9,620万円と定めるものでございます。

以上が、平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算第4号の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、この際、お諮りいたします。

本件につきましては、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり受理し、承認することに決定いたしました。

引き続きまして、日程第14、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

本件につきまして、内容説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本件につきましては、国家公務員退職手当法等の一部が改正され、退職手当の支給水準が引き下げられたことに伴い、本組合職員の退職手当に関する条例等につきまして所要の規定の整理を行うものでございますが、施行期日を平成25年4月1日からといたしたく、平成25年3月27日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。61ページをお開き願います。

第1条では、附則の第3項の改正で、20年以上及びその者の都合により退職した者を除くを削り、調整率100分の104から100分の87に引き下げるものでございます。

次の附則第4項は、傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く者、いわゆる、公務以外による傷病により退職した者については、36年勤務した者についても、期間を35年とし、規定により算出した額に100分の104を乗じて得た額となっておりますが、期間を36年以上42年以下とし、規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とするものでございます。

次の第2条につきましては、附則第5項中の44年を42年に改め、次の第3条は、平成19年2月に一部改正いたしました、本条例の附則第2項、経過措置につきましても、同様に調整率を100分の104から100分の87に引き下げるものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は、平成25年4月1日からとし、次の経過措置でございますが、第1条及び第3条の調整率100分の87とあるのを、平成25年度100分の98、平成26年度100分の92とし、平成27年度に100分の87とするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これより質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、お諮りいたします。

本件につきまして、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第5号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり受理し、承認することに決定いたしました。

引き続きまして、**日程第15、報告第6号、平成24年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について**を議題といたします。

本件につきまして、内容説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

報告第6号、平成24年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の67ページをお開き願います。

本件は、平成24年度公共下水道事業特別会計予算の繰越明許いたしました内容につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会にご報告申し上げます。

内容につきましてご説明申し上げます。次の68ページをお願いいたします。

平成24年度は、3件ございまして、1件目の第1項、公共下水道運営費、事業名、公共下水道事業認可変更図書作成事業委託料につきましては、繰り越した額は、2,400万円で、財源内訳は全額一般財源でございます。

次の、事業名、下水汚泥処理施設建設委託料につきましては、大阪府に委託しております

下水汚泥の処理業務委託料のうち、建設工事に係る委託料で、繰り越した額は、7万7,890円で、財源内訳は全額一般財源でございます。

次の第2項、公共下水道建設費、事業名、合流改善事業建設工事委託料につきましては、緊急経済対策としての国の補正予算による追加内示等によるもので、繰り越した額は、3億4,220万円で、財源内訳の未収入特定財源は、国、府の繰越承認を得まして、国庫支出金1億7,110万円、地方債1億5,390万円で、一般財源は1,720万円でございます。

以上、平成24年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきまして質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、本件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告があったものとして処理いたします。

続きまして、**日程第16、議案第11号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長の野本でございます。

ただいま議題となりました、議案第11号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定につきまして説明を申し上げます。

会議事項の69ページでございます。

まず、制定の理由でございますが、資源化センターの建設に伴う設計業者をプロポーザル方式により事業者を選定するに当たり、審査を厳正かつ公平に実施するため、事業者選定委員会を設置する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

それでは、内容について、ご説明を申し上げます。

会議事項の70ページでございます。

まず、第1条につきましては、本組合が発注する資源化センター整備事業に伴う設計業務において、企画、技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を選定するプロポーザル方式により事業者を選定するに当たり、審査を厳正かつ公平に実施するため、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会を

設置することを定めたものであります。

第2条の業務の内容につきましては、プロポーザルの選定において公平性を確保するために、プロポーザルの実施要領に関すること。提案者を特定するための審査基準に関すること。提案等の審査及び評価に関すること。提案者の特定に関すること。また、その他管理者が必要と認めることを調査審議し、その結果を管理者に報告することと定めたものであります。

第3条の組織につきましては、委員9名以内で組織するもので、学識経験者、組合議会の正副議長、構成3市の職員、本組合職員とし、管理者がそれぞれ委嘱、任命するものでございます。

第4条の委員長につきましては、委員会に委員長を置くものとし、組合市の中で、管理者に属する職員をもって、これに充てるものであります。

第2項では、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。また、第3項は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理することとしたものであります。

第5条の委員の任期につきましては、先ほど第2条でご説明を申し上げました、業務が終了するまでと定めたものでございます。

第6条の会議につきましては、委員会の委員は、委員長が必要に応じて招集するもので、委員長が会議の議長となり、委員の過半数が出席をしなければ会議を開くことができないと定めたものでございます。また、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものでございます。

第7条では、委員会は、その業務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明その他必要な協力を求めることができるものであります。

第8条については、守秘義務として、委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするものでございます。

次のページにまいりまして、第9条では、中立の保持として、プロポーザルに参加する者に対して、特定の者の利益、または不利益となる行為をしてはならないと定めたものでございます。

第10条の事務局は、委員会の事務局は、業務の発注を行う部署に置くものでございます。

第11条は委任として、この条例を定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は管理者が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

また、附則第2号として、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、別表に泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会の委員に日額9,000円を支払うことができるように定めたものであります。

また、第3項としては、この条例は、第1条に規定する事業者の選定を終了した日限りで、効力を失うことを定めたものでございます。

以上で、条例制定についての提案理由並びにその内容についての説明を終わります。何とぞ、よろしくご審議の上、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 8番、丸谷正八郎でございます。

この件につきまして2点質問させていただきます。

今回、プロポーザル方式を採用するに至った経緯、今まで実施されていなかったと思うんですけれども、その経緯についてお示してください。

2点目といたしまして、第3条、委員会の委員の組織についてですけれども、組合議会の議長及び副議長がその中に委員として入っておりますけれども、これの理由についてお示してください。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 堀場参事。

○清掃部環境事業課参事（堀場 壽君） 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

ただいま質問がありましたプロポーザルの経緯についてご説明させていただきます。

プロポーザルのメリットといたしまして、工事に入るまでの期間が短縮できる。それと、実施設計は。

2点目としまして、実施設計業者からの提案であることから、固定概念にこだわらない、それと仕様書作成費等の削減ができるという経緯がございまして、考えたものでございます。

それと、プロポーザルの流れといたしまして、本組合では資源化センターを建設するに当たり、その設計につきましては、性能発注方式での価格によります競争入札ではなく、複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から、企画や提案能力のある者を選ぶプロポーザル方式を採用したいと考えております。

まず、プロポーザル方式の実施する準備といたしまして、資源化センターの設計業務を受託する事業者をプロポーザルにて選考するに際しましての、本組合の施設規模や対象品目、及び事業費等の要望を盛り込みました仕様書の作成及び助言、資料提供等の事務局への支援業務を行っていただきます。資源化センター整備に伴う設計施工者選定支援業務の委託を実施いたします。

仕様書の作成につきましては、プロポーザル方式事業者選定委員会にも企画や技術に関する提案をいただきながら作成してまいります。

その後、その仕様書に基づきまして、プロポーザルで設計業者を公募いたします。

その提案をプロポーザル方式事業者選定委員会に諮りまして、設計業者を選定いたしまして、その設計業者に実施設計書を作成させます。その実施設計書に基づき、建設業者の競争入札を実施して、建設工事を進めていくものでございます。

すみません。続きまして、2点目の、正副議長さんを必要とすることでございますけれども、公益性を考慮した上で選挙で選ばれている議会議員が最も適しているものとして、市民の代表である議会議員の正副議長を委員に入れたものでございます。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 8番、丸谷です。

2点質問させていただきます、これ、1点ずつちょっと詰めていきたいと思っております。

プロポーザルの内容とか、それを聞いているんじゃないんですよ。プロポーザル方式はこういうものだというのは、それはもう十分熟知しております。

ただ、今回、プロポーザル、どうして採用されたのかという経緯です。なぜ、ここに至ったかを、もう一度整理して、今の答弁ではちょっと理解しにくいので、もう少し整理して説明していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（綿野宏司君） 野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長の野本でございます。

今回プロポーザルを採用していくということでのご質問でございますが、これまでのこう

いう泉北環境における工事の概要といたしますのは、先ほど私どもの堀場のほうからもご答弁を申し上げましたように、性能発注方式、要は、例えば、コンサルさんをお願いをして、その後、建設を進めていくという流れが重きでございました。そのときに、固定概念にこだわった、要は、仕様書のある一定こちらのほうで作成をして、その内容に基づいて実施設計、あるいは建設に及んでいくというのが、これが従来の形でございますが、今回、プロポーザル方式を採用した内容の中には、現施設、小型選別機というのが現在の施設の中にもございます。

今回、また後で議案で上程をする予定なんですけれども、第3事業所、その用地に建設をしようとするものなんです、これまでの固定概念を捨てて、工場は四角のものであるというのが、これまでの固定概念であると思うんですが、いろんな形で、取扱品目、あるいは、その内容によっては我々は今現在ある施設の跡地利用の問題、それらも含めまして、プロポーザルのほうがいろんな角度で提案をしていただける。それを求めていくということでございまして、特に企画、技術に関する提案を求めていく。さらには、今、現施設の跡地利用の問題も含めまして、将来にわたってどういうものがいいのかということ、これから業者さんに提案していただくというのが主な内容でございますので、それをもってプロポーザル方式の採用を決定したということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 丸谷でございます。答弁をいただきました。

従来の固定観念をなくしてという形ですけれども、プロポーザルになりますと、いろんな提案が出てきまして、いろんな形で、特に環境に特化したような施設なんでね、いろんな形の考えを持っている中で、新しいものをつくり上げていくというのはいいと思うんですけれども、ただ、今持っている泉北環境整備施設組合という形の、このぐらいの規模で、今までそういう資源化センターのある施設をプロポーザル方式でやられた、類似団体でそういう実施されたところがあるかどうか、その辺も確認させてもらえますか。

○議長（綿野宏司君） 野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

私どもが現在、環境省あるいは大阪府のほうに、いろんな角度でこういう事業の進め方について検討をしている中で、確認をしている中では、プロポーザル方式を採用した団体はございません。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） わかりました。今、初めて今回やっていかれるという形なので、よりよき、慎重にさせていただきたいと思います。

そのために、2点目に移るんですけども、選定委員会を開いてきちっとやっていかれるというその趣旨は十分理解するんですけども、先ほど、答弁いただきましたように、この組合議会の議長、副議長がその選考委員に入るということは、市民の代表といわれれば代表であるんですけども、またそれを選定されて、その業者が絞られてきた時点で、またこの議会でもう一度審議して、そして採決する。その議場の場にいる代表2人が、その審議委員に入るとするのは、どうも理解できないんですけども、その辺についてのお考えをお示しくください。

○議長（綿野宏司君） 野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

今回、一応、正副議長が入っていることについてということで、今、丸谷議員のほうからもそういうご指摘もございますが、私どもとしましては、泉北環境の事業ということになりますと、ごみ、あるいはし尿、そして下水道事業ということで、広域行政の中で、我々は組合の運営を行っている。そういう組合の運営というのは、非常に特殊性があるということ、まず1点、我々としては重きに置いております。

そういう特殊性のある団体が、広く、市民の声、あるいは議会の皆さん方の声を聞いていくというスタンスに立ったときに、じゃ、市民にした場合どうなのか。あるいは議会にした場合どうなのかということで、いろいろ考えたのは考えたんですが、結果的には選挙で選ばれておられる議員皆様方が一番、市民の皆さん方に近い立場で物事を判断していただける。

さらには、専門的な知識も持っておられるということで、議会の議員の代表として、正副議長を選ばせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 答弁いただいたんですけども、答えになっていないんです。

私たちがそれを審議して、そして採決して議決していく運びの中にいる議長、副議長がその選考委員に入ることが、ふさわしいかどうかということです。その辺についての考え方が先ほどの答弁では答えになっていない。そのように思うんですけども、もう一度答弁願えますか。

○議長（綿野宏司君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） いろいろとご心配をいただきまして、ありがとうございます。

この議案第11号、泉北環境整備施設組合の資源化センターのプロポーザル方式ということで事業者の選定委員会を条例で皆様方に今、上程をさせていただいて、ご審議をいただいております。当然のことながら、議会に、このスタートの段階で、こういう考え方でやっていきたいのだということは、今申し上げたとおりでございまして、やはり、私どもは、この泉北環境整備施設組合といたしましても過去いろいろと事業をしてきたわけですが、この現在におきまして、新たにこの資源化センターをこれから本格的に進めていこうという段階になっておるわけでございます。

特に、昨今のこの情勢と申しますか、それぞれ母市の中でもいろんな課題を取り組まれていく中で、やはり議会の皆様方のご意見をできるだけ早い段階から拝聴させていただく。つまり、それは市民の代表であるそれぞれの議員の皆様方からご意見をいただきながら、慎重に進めていくということは、私は、今の時代の流れということで、なってきたのではないかと感じておるわけございまして、先ほど提案にもございましたように、今回が本当に初めての取り組みでございます。この資源化センターの事業者を選定する作業でございますが、これを審査を厳正かつ公正に実施していかなければならない。

また、1条にございますように、この設計業務において、企画、技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行の能力が最もすぐれたものを選定していくという作業、これをまさに厳正かつ公正に行う中で、我々、理事者、もちろん学識の先生方も入っていただくわけですが、だけで選定していくことが妥当なのかどうか。

本資源化センターを利用するというでいきますと、当然、この3市の組合行政、先ほども部長が申し上げたとおりでございますが、広域による行政であるわけでございます。

本市におかれましては、この、現在、ごみの減量化、リサイクルの推進ということで、本当にこれは泉大津さんも、あるいは和泉市さんも、あるいは本市におきましても、非常に環境施策ということで、非常にご努力をいただいております。

そういったものとの整合性を図っていかなければならない。また、市民生活に非常に密着した、このごみ施策でございます。そういった点から、私どもといたしましては、いろいろ検討した結果、公益性を考慮した上で市民の代表である本組合議会議員の代表の方に委員として参画いただくことが、ベターではないかということで判断したわけでございます。

幸い、本組合議会の規定の中には、特段、こういう委員会に議員の参加をいただくことに

ついて、制限を加えておる規定はないというふうにされておりますので、私どもといたしましては、こういう広域行政、3市の組合行政という中で進めていく、大きなプロジェクトでございますので、ご参加をいただきたいと願ったわけでございます。

ご説明にお答えさせていただき本心と申しますか、これは他意、本当になくて、心からそういう議会の皆様方の意見を反映してまいりたいという考え方でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 管理者から答弁をいただいたんですけども、別に委員に入らなくても、委員会でも我々の意見は十分聞いてもらえる場も、またできてくる可能性もありますし、委員に入ることに於いて、やはり、今度は決まってきた業者に対して、やはり議会として質問もやりにくくなってくるし、悪いように言えば議会の口封じかというように我々は捉えるところもあるんですよ。

だから、その解釈の違いで、我々はやっぱり審議もやりにくい。そういうこともあります。

そして、1点ですね、委員長を選任についても、組合市の中の管理者の属する市の職員をもって充てるとなっているんですけども、これについてもどのように解釈したらよろしいんか、もう一度説明願えますか。

○議長（綿野宏司君） 野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

委員会の委員長の選考ということになるんですが、これも学識経験者の先生、あるいは3市から出ていただいている職員、さらには正副議長、そして組合職員ということで、今限定をしております。

その中で、誰が一番適しているのかということの話の中で、これは私どもの考えとしては、管理者と同じ市から出ていただいている職員さんのほうが、我々としては一番無難ではないのか。なぜかといいますと、非常に判断としては難しい面もあるんですけども、3市の母市の担当者とも一応それぞれ調整をする中で、じゃ、余りちょっと言いにくい言葉なんですけれども、管理者の意向を委員会の委員が尊重して物を言うよりも、我々としては管理者の市から出ている職員さんを委員長にしておくほうが、そういうことが相生じない、ということは、さらに公正、厳正に、審査が行われるというような判断から、そのような内容をさせていただいたということと、3市の母市でも了解をいただいているということでご理解を賜

りたいと思います。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 委員長のその選任についてですけれども、どう見ても近過ぎるんです、管理者に。だから、その意向が、丸々そこへ伝わって、違った方向に流れていく可能性をやっぱり十分考えられます。

私だけやなしに、一般的に見てもそうですよね。やはり、ここは委員会の中で互選とするのが常識の範囲と私は思うんですけれども、その辺について、もう一度答弁願えますか。

○議長（綿野宏司君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） いろいろとどういうお考えのお立場というか、逆に、私は何らこの委員長を母市の委員からの公正ということでございますが、決してそういったことを私が望んだわけでは決してございませんが、結果として、先ほど担当が申し上げましたように、いろんな意見を頂戴したいと、それを、当然まとめていかなければなりません。まとめていくまとめ役が必要でございます。

そういった意味で、委員長として、言い方はおかしいですが一步下がってと申しますか、それを押しつけないとかそういうことではなしに、いろんな委員さんから学識も含めて、議会の議員さんも含めて、いろんな意見を出していただいて、それをまとめていくのに、ある意味、その一步も二歩も下がったと申しますか、そういった意味で、恐らく委員長をこの母市の母市と申しますか、管理者市でしろということであろうかと思っておるわけでございまして、いろいろ決して、丸谷先生におかれましても、そういういいものをつくろうと、そして、市民の皆様方に喜んでいただこうと、効果的、効率的にこのごみの減量化、リサイクルを進めていこうと、母市のほうではいち早く一般ごみをやる有料化と申しますか、減量化に非常に積極的に取り組まれてこられた経過があるかと思えます。

本市の母市のほうでも、おっかけやっておるわけでございますけれども、当然、そういうごみの減量化を一般ごみの減量化を進めていきますと、当然リサイクル、そういう紙であるとか、あるいは廃プラスチックであるとか、今現在進めているものも、それ以外のものも、どんどん出てくるわけでございまして、ちょっと話が膨らんでいるのでございますので、こちらで簡潔にしますが、そういった意味でも、今後、将来、どういう展開をここでしていくかということも含めて、母市のごみの減量化の政策と非常に関連するわけでございます。だからこそ、この選考委員会をつくっているわけで、それ以外の他意というか、ほかはございません。ぜひ、ポジティブにというか、このいわゆる資源化センター、いいものをつくって

いこうという思いでのお願いでございますので、ご理解いただきまして、ご賛同いただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 丸谷議員。

○8番（丸谷正八郎君） 管理者からまた答弁をいただいたんですけども、私も決して悪意を持って言っているんじゃないんです。

やはりプロポーザルでいいものをやはりやっていただきたい。やはり固定観念をなくすと言っている割には、そういったところで固定観念が入っているところも感じられるんです。

だから、この条例に関して、つくること、制定に対しては何も反対していないんです。ただ、この委員会の委員の構成について、もう一度きちっと整理していただかないと、私はこれについては承諾できませんね、こういう形で進められると。今後やはり透明性、公平性を考えると、特にやはりきちっとその辺のところを、本当の地域の住民であるのなら、この地域の自治体の人々とか、いろいろ入れてくれても結構だと思います。ただ、議会のそういう議長、副議長、議員が入ることに対して、やはり後々の審議等に大きく影響してくると思うので、その辺についてはなかなか承諾できないということを私は忠告させていただきまして、もう質問を終わります。

○議長（綿野宏司君） 松本議員。

○5番（松本 定君） 高石の松本です。

今、丸谷議員さんのほうから、2番ですか、議会の組合議長、副議長ということで、考え方とすれば、両方あるかと思うんですけども、議事進行のために、ひとつ一遍ここで休憩、議長のほうで打っていただいて、ちょっと話をさせていただいたほうがいいのではないかなと思うんです。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（綿野宏司君） この時点で暫時休憩いたします。

（午前11時32分休憩）

（午前11時40分再開）

○議長（綿野宏司君） 再開いたします。

引き続き、まだご質疑があるようですので、引き続きご質疑を受けたいと思います。

質問がある方の順次挙手をお願いします。

山本秀明議員。

○12番（山本秀明君） 先ほど、議論をされました、組合議会の議長、副議長について、委

員会に入るという件で、ご議論をいただいているわけなので、ちょっと和泉市の状況から言いますと、いわゆる和泉市におきましては約4年ぐらい前に、議会としてのあり方ということで、改革検討会議をさせていただいて、その中で、各審議会、いわゆる行政が行う審議会、方向性を決めていく、そういう審議会等についてのことを議論させていただきました。その中で、方向性として決まっていたのは、できるだけ、いわゆる行政の意思決定の段階では、議会はできるだけ入らないようにしようということで、審議会への議会への参画というのを極力抑える方向をさせていただいております。

そういう意味におきましては、今回出されてきました議案におきまして、議会の議長、副議長が入っているという内容になっているんですけども、先ほどのご議論も聞かさせていただいたんですけども、やはり意思決定という部分におきましては、いわゆる最終的にこのプロポーザルで決まった業者さんを決定するのは議会の場ということで、その長、副議長が選定委員会、特に、方向性というか、業者さんの選定をするということにおいては、あらぬ誤解も生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので、この部分については承服しかねるというのが、質問の場ですけども、意見ということで述べさせていただきます。

先ほど、申されました、委員長の件につきましても、ある意味、そういう方向に持っていくとしても、基本的にはやっぱり互選という形でやるのが、普通の流れかなというふうに感じましたので、ちょっと意見として申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（綿野宏司君） ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

貫野議員。

○6番（貫野幸治郎君） 6番、貫野でございます。

私も質問というより、私自身の考え方も含めて、もう一度、お聞きしたいと、こういうように思っております。

管理者のほうから、いわゆる管理者の思いだとか、気持ちですね、それはよく聞いておるんですけども、少なくともこういう形で残るものは、やっぱり議会と、議会のあるべき姿、そしてまた行政との関連、その原点、いわゆる原理原則を、こういう形で入るとするならば、私としては、そういう原理原則を逸脱しているんじゃないかと、この思いでいっぱいなんですよ。その点については、管理者どうお思いでございますか。

○議長（綿野宏司君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 先ほども申し上げたとおりなんですけれども、1つは、この一番大きなポイントは、本組合行政というのが、3市のそれぞれの独立した地方自治体のこのごみの、いわゆる清掃に関しては中間処理と、あるいは最終処分ということの、事務を承っておるということでございまして、当然のことながら、いろんな事業をしていく上で、3市の合意形成、これはもちろん、副管理者あるいは、またそれぞれの行政と泉北環境理事者ともども、常にそういった協議を重ねておるところでございますが、また一方で、このごみの減量化リサイクルということにつきましては、市民生活と非常に密着したところでございます。

それぞれ、ご苦労なさって、ごみの減量化を進めておられる、そのところのリサイクルの推進、この資源化というのは表裏一体のものでございますので、そういった市民の皆さん方の意見を反映するというのも非常に有用であろうと。例えば、こういう焼却炉を建設するから、アセスの関係で周辺のご同意をいただくとか、どうのこうのということの話とは別に、ごみの政策を進めていく上で、この資源化センターの果たすべき役割はどういったものなんだろう。あるいは、先ほど、今後の課題として廃プラスチックというようなことも申し上げましたけれども、そういったことを、それぞれの母市でどういうふうに進めて、今後行こうとされるのか、しないのか。今後のその拡張的な発展的なそういうお話もあるわけでございまして、そういった観点から私どもといたしましては、それぞれ市民の皆様方と常に密接に市民の意見を聞いていただいております議会の先生方にご参画いただきまして、スタートの段階から、ご意見を拝聴させていただきたいということの思いのみでございます。

決して議会の皆様方の、当然、議決は議決として、予算にしろ、あるいはこの契約をしていく関係、この本会議の場で全ての議員さんのご同意と申しますか、当然、過半数の半数の賛同がなければ進めないわけでございますので、それはそれできちっと重視させていただきながら、できれば、そういう早い段階から、議員の皆様方のご意見を賜りたいというように願ったわけでございまして、いろいろ、ご事情はあろうかと思えますけれども、よろしくお願い申し上げたいというのが、私の本当に本意でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 貫野議員。

○6番（貫野幸治郎君） 貫野でございます。

いろいろと管理者のほうから、いわゆるこの事業に対する考え方なり、いろんなことを広い部分にわたって、今お聞きしたんです。

私はそのことについては何ら、それがどうなんだというような思いはないんです。ただ、

我々議会人として、そういう話は、何もこのいわゆるプロポーザルの委員にならなくても、そういう場を設けられるんじゃないかという思いもあるんです、私個人としては。

ですから、やはり、この辺のところはいわゆる一般市民だとか、それは今おっしゃったように、広域行政ですから、というような特殊性のこともおっしゃっていましたがけれども、私は、それは特殊性であろうが何であろうが少なくとも議会と、いわゆる行政機関とのありようというこの原点を、やはりきっちりと踏まえていきたいと思っておるんです。

ですから、そういう意味でいきますとこういう形でいわゆる正副議長が入るということに関しては、私自身はなじみません。ですから、そういう思いだけをお伝えさせていただいて、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（綿野宏司君） 他にご質問。

古賀議員。

○4番（古賀秀敏君） 4番、高石市の古賀です。

今、議論になっておりますところの問題でございますけれども、構成委員について、いわゆる議会の議員を入れるということについては、議会は審議の場があるわけですから、私は今まで他の議員さんがおっしゃっているとおり、入らなくてもいいんじゃないかというふうに思うわけです。

それと、もう一つは、正副議長が入るということは、非常に違和感を感じるんです。なぜかといいますと、正副議長は我々の代表なんです。我々の代表が決めたことを、ここで議論できますか。できません。

百歩譲ってね、この議員をここに入れるということであれば、少なくとも構成3市、客観的な立場の人をお入れになったほうがいいんじゃないですか。これは構成3市なのに、2市しか入っていないわけですよ。議会の代表である正副議長ということですから、私は、この2の項については、やっぱりご一考いただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、委員長についても、さきの議員さんのおっしゃっているとおり、やはり互選という形にされるべきだというふうに思いますので、管理者におかれましても、この案件についてはできたらご一考いただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（綿野宏司君） 他にご質問ございませんでしょうか。

この時点で一旦、暫時休憩させていただきたいと思っておりますので、しばらくその場お待ち

いただけますでしょうか。

ただいま暫時休憩中でございますが、この時点で1時40分まで休憩いたしたいと思いたすがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、1時40分から再開いたしたいと思いたす。よろしくお願いたします。

(午前11時52分休憩)

(午後1時42分再開)

○議長(綿野宏司君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、管理者より、議案第11号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定について、事件撤回請求書が提出されましたので、議会運営委員会の方々は、本件の取り扱い及び今後の日程につきましてご審議をお願いたしたいと存じますので、会議室のほうにお集まりお願いたします。

他の議員さんは、そのまましばらくご休憩お願いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時43分休憩)

(午後1時50分再開)

○議長(綿野宏司君) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この時点で、日程の追加をお諮りいたします。

議会運営委員会の決定により、議案第11号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定についての撤回請求についてを日程第17に追加すること、また、それ以降の日程を、順次繰り下げることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程を追加することに決定いたしました。

続きまして、**日程第17、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定についての撤回請求について**を議題といたします。

本件は、管理者より本日をもって、撤回したい旨の請求があつたものであります。

本件に撤回請求についての理由の説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 撤回理由をご説明申し上げます。

本件は、事件撤回請求でございまして、本定例会に提案させていただきました、議案第11

号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定について、議会の意見を踏まえ再検討をした結果、一部修正させていただきたく撤回請求をさせていただいたもので、泉北環境整備施設組合議会会議規則第18条第1項の規定によりまして、議会の承認を求めるとのことです。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明は終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

議案第11号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定についての撤回請求について、これを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定についての撤回請求については、承認することに決定いたしました。

この時点で暫時休憩いたします。

（午後1時52分休憩）

（午後1時59分再開）

○議長（綿野宏司君） 再開いたします。

ただいま、管理者より、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定についてですが、再度提出されましたので、議会運営委員会の委員の方々は、本件の取り扱い及び今後の日程につきましてご審議をお願いいたしたいと存じますので、会議室のほうにお集まり願います。

他の議員さんは、そのまましばらくお待ちください。

（午後1時59分休憩）

（午後1時59分再開）

○議長（綿野宏司君） 長らくお待たせをいたしました。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この時点で、日程の追加をお諮りいたします。

日程第17の次に、ただいま、皆様方のお手元に配付いたしました日程表のとおり、日程を追加し議題とすること、また、それ以降の日程を、順次繰り下げることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元へ配付させていただきました日程表のとおり日程を追加し、また、それ以降の日程を順次繰り下げることにいたします。

日程第18、議案第19号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 提案説明を申し上げます。

議案第19号につきまして、追加議案ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

本案は、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定につきまして、議会の意見を踏まえ再検討した結果、一部修正をさせていただきたく、撤回請求をさせていただきましたが、今般、改めて修正を行い、再度提出をさせていただいたものであります。

具体的内容につきましては、追加議案の2ページでございます。

第3条の組織につきまして、委員会委員は9名以内で組織し、委員には学識経験者、泉大津市、和泉市及び高石市の職員、組合の職員としたものであります。

また、第4条の委員長につきましては、委員の互選により選任することとしたものであります。

以上、簡単ですが、提案説明とさせていただきます、どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

松本議員。

○5番（松本 定君） 撤回ということで結構なんですけれども、それでは、仮に中間的な報告をやっぱり我々議会のほうに示していただきたいと思うんで、それは全協であろうが議員協議会であろうが、どちらでも結構なんですけれども、それはまた議長と管理者のほうでひとつ中間的な報告をしていただくということで、よろしく頼んでおきます。

以上で終わっておきます。

○議長（綿野宏司君） 他にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようであります。討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号、泉北環境整備施設組合資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、原案どおり可決されました。

引き続きまして、日程第19、議案第12号、泉北環境整備施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長の野本でございます。

ただいま議案となりました、議案第12号、泉北環境整備施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして説明を申し上げます。

会議事項の73ページでございます。

まず、制定の理由でございますが、本組合の資源化センターの建設に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき実施する生活環境影響調査結果の縦覧等の手続について、所要の改正を行う必要がある。これが本条例案を提出する理由でござ

います。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。

会議事項の75ページをご参照賜りたいと思います。新旧対照表をもって説明してまいりたいと思います。

まず、第1条の目的の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第9条の3の各条項について、新旧対照表で下線を引いている箇所ですが、第8項を第9項に、また、第7項を第8項に改めるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う、条項のずれを修正するものでございます。

次に、76ページにまいりまして、第2条中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設」に改めるもので、具体的に申し上げますと、これまでの規定は、「ごみ処理施設及び最終処分場」として限定していたものでありますが、今回の改正案は資源化センターを初め、「一般廃棄物処理施設」全体を網羅するものでございます。

次に、第3条、第4条及び第8条の一部改正については、今回の改正に合わせて、字句の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、会議事項の74ページに戻っていただきたいと思います。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。何とぞ、よろしくご審議の上、原案どおりご可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようであります。討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号、泉北環境整備施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、原案どおり可決されました。

引き続きまして、**日程第20、議案第13号、財産の取得について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長の野本でございます。

ただいま、議案となりました議案第13号、財産の取得につきまして、ご説明を申し上げます。

会議事項の79ページでございます。

本件、提案理由につきましては、組合市から排出される資源ごみを合理的、経済的かつ衛生的に有価物を回収し、減容化を図る施設として建設する資源化センター整備事業を推進するに当たり、高石市が所有している第3事業所の土地を取得するもので、泉北環境整備施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては80ページをごらんいただきたいと思います。

所在地、地目、面積につきましては、高石市取石6丁目133番43及び133番46の2筆でございまして、いずれも宅地でございます。また、面積は、2,499.90平方メートルと2,885.63平方メートルで、合計5,385.53平方メートル、取得予定金額といたしましては、2億4,422万2,000円で、契約の相手方は高石市となるものでありますが、本組合の管理者と高石市長が同人物であることから、民法108条の規定に抵触しないで契約を締結するために、高石市において地方自治法第153条第1項の規定により、副市長に事務の委任を行っていただいたもので、高石市加茂四丁目1番1号、高石市代表者、臨時代理、高石市副市長、芝原哲彦であります。

本件につきましては、平成25年6月3日に高石市と仮契約を締結しているもので、平成25

年6月14日に高石市議会本会議で既に可決されているものであります。よって、本組合議会で可決されますと、本契約となるものであります。

資料としまして、81ページにそれぞれの位置図、また82ページには第3事業所の航空図を添付しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これより質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。

古賀議員。

○4番（古賀秀敏君） 特段質問ということじゃないんですけども、ちょうど、中央部分に水路が通っていますね。この水路はつけたまま工事をされるのかね。水路はつけかえをするのか。つけかえをするのであれば、当然、これは光明池の土地改良区との話し合いになると思います。そこいらはどんなお考えなのか。その1点だけちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。そして、その費用はどちらが持つのかね。

以上です。

○議長（綿野宏司君） 野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長の野本でございます。

今、ご指摘の水路につきましては、高石市の財産区財産ということに相なってございまして、現状は既に第3事業所もあることで、あの下に暗きよで通しております。これはもう過去からし尿処理施設として使用しているときから、ずっと暗きよできているものでございます。

今後、資源化センターの設計が具体化する中で、水路の取り扱いにつきましては検討してまいりたいというように考えております。

仮に、水路をつけかえることになりましたとしても、当然のことですけれども、高石市の全面的な協力をいただきながら、光明池の土地改良区と協議を進めてまいりたい。

なお、費用の面ですが、これは、水路のつけかえになるのか、どういうことになるのかわかりませんが、当然、泉北環境が購入した土地でございますので、泉北環境のほうで負担を

してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 古賀議員。

○4番（古賀秀敏君） 水路は暗きょになっておったとしても、その上に建物は建てられませんよね。水路があれば。

ですから、当然、これはつけかえが必要になると思うんですが、もちろんそこに建物が建たなければ問題がないのかもしれませんが、これから設計もされていくんで、どういう状態になるか定かではないんですけども、この際ですから、本来は、もうこういう敷地のど真ん中に水路があるということは余り好ましいことではないと思いますんで、水路はつけかえられたほうがいいんじゃないかということをお願いして、終わっておきます。

○議長（綿野宏司君） 他にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号、財産の取得について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第21、議案第14号、損害賠償の額の決定について長期電力受給契約の解約に伴う精算金を議題といたします。**

本件につきまして、提案説明を求めます。

野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

ただいま議題となりました、議案第14号、損害賠償の額の決定につきまして説明を申し上げます。

会議事項の83ページでございます。

今回の損害賠償の額の決定の件につきまして、提案理由といたしましては、長期電力受給

契約を締結しておりましたが、平成25年8月31日付をもって、契約を解除することから、契約条項に基づき精算金の額を定めるものでございます。

84ページをごらんいただきたいと思えます。

損害賠償の相手方は、大阪市住之江区浜口西3丁目9番5号、関西電力株式会社、大阪南支店、支店長、中島宏。損害賠償額は867万7,218円でございます。

要旨としましては、関西電力株式会社と余剰電力の売却に関する契約を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年の契約を締結しておりましたが、平成24年4月3日付で「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」が閣議決定され、「地方公共団体が行う、売電契約については、一般競争入札が原則である旨改めて周知する」ということでありました。

これを受けまして、本組合として本年5月に競争入札を実施したところ、株式会社エネックが落札したことから、平成25年8月31日付をもって関西電力株式会社との契約を解除するものであります。

これによって発生する精算金が867万7,218円でありまして、この金額の算定につきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの受給電力量、2,892万4,060キロワットアワーという数字が出ておるんですが、それに30銭を乗じた額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これより質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号、損害賠償の額の決定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては、原案どおり可決いたしました。引き続きまして、**日程第22、議案第15号、泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の締結について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局より提案説明を求めます。

清水下水道部長。

○下水道部長(清水 猛君) 下水道部長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

議案第15号、泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

議案書85ページをお願いします。

提案理由でございますが、本件は、泉北環境整備施設組合高石処理場における管理棟の耐震補強工事等を行うため、建設工事の委託に関する協定を締結いたしたく、泉北環境整備施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容をご説明させていただきます。

86ページをお願いします。

建設工事の施行に要する費用といたしましては4億6,500万円でございます。契約の相手方は、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団、理事長、谷口善彦でございます。

続きまして、工事概要をご説明申し上げます。87ページをお願いします。

工事場所につきましては、高石市高師浜丁11番、高石処理場内でございます。

工事内容でございますが、処理場機能の中核機器がある中央操作室や事務所等があります管理棟の耐震補強工事、及び津波時の減災対策として電気室への浸水対策工事をあわせて行うものでございます。

本件のご可決をいただきました後、本契約といたしたく、また、工期につきましては、議決日の翌日から平成26年3月31日といたしております。

以上、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これより質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようであります。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号、泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の締結について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、日程第23、議案第16号、平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第17号、平成25年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）について、以上、2議案については、廃棄物発電事業特別会計の歳入の増による一般会計への繰出金の増及び一般会計の繰入金の調整ということで関連があり、議会運営委員会の決定により2議案を一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、2議案を一括議題といたします。

それでは2議案について、順次、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま、一括上程されました、議案第16号、平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第17号、平成25年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

まず、廃棄物発電事業特別会計補正予算第1号よりご説明申し上げます。

議案書の97ページをお願いいたします。

本件につきましては、先ほどご可決いただきました、長期電力受給契約の解約に伴う清算金と指名競争入札による売電単価の上昇による発電収入の増額による歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,401万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入よりご説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。

2、歳入、第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、6,000万円の追加でございます。関西電力株式会社と締結しておりました、長期電力受給契約を解約し、指名競争入札に移行した結果、売電単価の上昇によるものでございます。なお、この契約による単価は、9月分より適用され、6,000万円の増収を見込むものでございます。

次の、3、歳出、第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、6,000万円の追加をお願いするものでございます。

補償、補填及び賠償金におきまして、関西電力株式会社と締結しておりました、長期電力受給契約の解約により、契約条項に基づく清算金として、867万8,000円を計上するものでございます。

次の繰出金につきましては、発電収入の増収と清算金の歳入歳出の増減調整し、一般会計への繰出金として、5,132万2,000円を追加するものでございます。

以上が、平成25年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。

89ページをお願いいたします。

本件につきましては、廃棄物発電事業特別会計の発電収入の増収により、歳入の繰入金金の増額と先ほどご可決いただきました、資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例制定により、委員報酬を計上するものでございます。

歳入歳出の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳

出それぞれ、40億3,144万5,000円、と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

96ページをお願いいたします。

3、歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、18万円の追加をお願いするものでございます。資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会の委員報酬といたしまして、18万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明申し上げます。

95ページをお願いいたします。

2、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、5,114万2,000円の減額をお願いするものでございます。廃棄物発電事業特別会計からの繰入金を増額と委員報酬の計上による歳入歳出予算の増減調整し、分担金で5,114万2,000円を減額するものでございます。

次の、第4款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、5,132万2,000円の追加でございます。廃棄物発電事業特別会計の発電収入の増収等によるものでございます。

以上が、平成25年度一般会計補正予算第1号の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。一括上程されました、一般会計補正予算第1号及び廃棄物発電事業特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

堀口議員。

○7番（堀口陽一君） 7番の堀口です。

議案第17号について、質問をさせていただきます。1点質問なんです、廃棄物発電事業において、契約先を変更することによって、かなりの効果額を生み出したわけですが、損害

賠償であるとか、清算金867万8,000円を支払ってもなお、5,132万2,000円と、組合母市ともに大変厳しい中、効果額が出ていると思います。それについては95ページの右側の分担金の減額、ここで泉大津市で1,257万1,000円、和泉市で2,915万2,000円、高石市で941万9,000円と、かなりの大きな効果額をもたらしております。これについては十分評価をさせていただきます。

一方で、もっと早い時期にしていれば、もっと大きな効果を生み出すことができたと考えますが、なぜもっと早い時期にこれができなかったのか、お示してください。

○議長（綿野宏司君） 堀場参事。

○清掃部環境事業課参事（堀場 壽君） 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

ただいま質問にありました入札による時期の件について、ご答弁させていただきます。

入札に至るまでも種々検討していたところでございますが、平成24年4月3日に閣議決定されました、エネルギー分野における規制制度改革における方針で、売電契約については競争入札が原則であると周知されたことを受けて検討し、平成25年5月より入札を実施したものでございます。

以上でございます。

○7番（堀口陽一君） これ、閣議決定により入札制度の変更ということで、今、ご答弁いただいたんですけれども、この部分においてちょっと私、納得いたしかねるんです。なぜかといいますと、この分野について、ちょっといろいろさまざま調査研究させていただきましたけれども、これ電力の自由化は我が国の電力事業において、高コスト構造に関する改善として平成7年度以降、4次にわたって電気事業制度改革において小売り部分の自由化等の施策が実施されてきました。

特に、平成16年4月からは高圧電力の利用者に、平成17年4月からは契約電力50キロワット以上の需要が自由化の対象とされました。発電事業の先進市においては、平成20年前後から入札制度を実施しているところもあるわけです。

この泉北環境におかれましては、閣議決定をもってと言われましたが、この閣議決定は、要はなかなか進まないから、後押しをしたことなんです。要は、平成20年度ぐらいには十分できた。電力の自由化ですから。その点についてはお示してください。

○議長（綿野宏司君） 野本清掃部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長の野本でございます。

今、議員お示しのように、これまでの間、種々検討してきたというのは、これは事実でござ

ざいます。特に、これは関西電力さんが、これまでの間、そういう売電も含めまして全て担っていたというのも現実でございます。今、議員お示しのとおりでございます。

ただ、我々としては、1つの入札をするための条件ですね、その条件を整備するために、いろいろ検討していたというのもこれも事実でございます。

最終的に閣議決定の中で、では、いつまでこのままで置いておくのという問題も踏まえまして、そういう中で、これはやっぱりやるべきだという案が1つと、それと、この入札に当たりましては、なかなか諸条件が整わない面が非常に多かったです。

結果を申し上げますと、我々としてはこれまでの間、関西電力さんとずっとこういう契約をしてまいっております。その関西電力さんが、その入札の条件に合わないということで、参加していただけないというような条件もありましたので、それらの条件整備をするに当たってこれまでの期間がかかった。

既にやっておられるところも確かにございます。ただ、我々は慎重に慎重を期して、こういうような流れになったということで、ご理解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（綿野宏司君） 堀口議員。

○7番（堀口陽一君） 7番、堀口です。

野本部長から、答弁をいただきましたが、それについては十分理解はしますが、先進市は平成20年あたりからやっているところもありますので、やはり泉北環境としても、これから、こういう効果額の出ることは積極的に取り組んでいただきたいと、これは要望しておきます。

もう一点なんです、この件に関しましてですけれども、これ売電について、こうやって要はメリット出ることやっていたんですが、買電についても入札制度を実施するなど、新電力と呼ばれるものも含めて複数社の入札参加を促す検討が必要と考えるんですが、その点について、お示してください。

○議長（綿野宏司君） 堀場参事。

○清掃部環境事業課参事（堀場 壽君） 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

買電の入札に関することにつきまして、ご答弁申し上げさせていただきます。

買電につきましては、平成24年度より3年間の長期契約を実施しておりまして、平成27年度、切れる年から入札をしてまいるように検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（綿野宏司君） 堀口議員。

○7番（堀口陽一君） 7番、堀口です。ご答弁いただきました。

それについては、27年度から切れるところで、しっかりとやっていくという形で受けとめさせていただきますので、調査研究も含めてよろしくお願ひしたいんですけども、この買電は、やはり各いろいろなこういう環境事業のところ、事業所ありますんで、そういうところとのネットワーク化を図って、例えば、その供給をし合うというようなことも検討されているように聞きますので、その辺も調査研究をよろしくお願ひしたいと思います。

今回の、この売電の契約変更において、管理者が阪口管理者になられて、母市において、分担金の削減につながったことは、私、大変評価すべきであるとともに感謝いたします。

しかし、もう一方で悩ましき点がございます。今回の案件とも関連がございますので、質問させていただきますが、泉北環境においては経営改革の中でアウトソーシング等を進めていく中で、正規職員の数が激減しております。

そういった中で、各組合市、母市においては、泉北環境の職員に何度も足を運ばすというのは大変効率が悪いと私も考えております。

そういったところで、できる限り人材を有効活用すべく、母市への足を運ぶ回数を減らして、タイムロスを防いで、こういった今のような話の調査研究に時間配分をすべくお願ひをしたいのですが、管理者の見解をお示してください。

○議長（綿野宏司君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） この議案の今回の売電ということとは直接関連するかどうかということでございませうけれども、当然、母市でも、それぞれ人件費の考え方につきましては、スリム化といったことが取り組まれていることではないかなと思っております、当然のことながら、アウトソーシング、民間活力を活用していくということは、これは母市あるいは泉北環境に限らず必要なことだというふうに思っております。

現在、この泉北環境におきましては、経営改革プランということで前管理者の神谷前管理者の時代から進めてまいりましたし、一定成果を上げてまいりました。

さらに、今後、そういう流れに沿いながら、いろいろと事務につきましても、下水道事業につきましても、合流改善後に一つの役割を終えるといったこともございませう。

そういったことも合わせて、適正な規模ということを考えながら、やはり、母市同様、スリムな行政の中で、効果的、効率的に運営していかなければならないと思っております。

そういう中で、母市とこの泉北環境との連絡、連携につきましては、今まで以上に十分にしていかなければなりませんし、また、そういった意味で、この泉北環境にお出でいただい

ております議員さん方も含め、それぞれの母市のそれぞれの関連する事務の担当との協議の場というものは十分に図ってまいりたいと思っていますし、これは単に泉北環境だけの負担がふえるということではなしに、母市の方々にもご協力をいただきたいということで、よろしくお願いいたしたいと思います。

お答えになっているかどうかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（綿野宏司君） 堀口議員。

○7番（堀口陽一君） 7番、堀口です。管理者からも答弁をいただきました。

この環境分野ですね、特に、このエネルギー分野についてはまだまだ改革がおくれているというふうに思います。

しかし、実際に泉北環境の職員さんは、正職の数が激減されていまして、なかなか調査研究する時間がないというふうにも聞いております。この辺の母市と、泉北環境の職員さんに来ていただくというタイムロスをできる限り防いでいただきまして、調査研究分野で、しっかりと力を発揮いただきまして、今後の効果を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（綿野宏司君） 他にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようであります。討論を終結します。

これより採決いたします。

採決は、1件ごとにお諮りいたします。

お諮りいたします。

議案第16号、平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては、原案どおり可決いたしました。続いてお諮りいたします。

議案第17号、平成25年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第25、議案第18号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条件制定についてを議題といたします。本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

議案第18号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条件制定につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、現在、国では東日本大震災の復興財源等の対応するため、国家公務員の給料削減措置を講じ、また、組合市におきましても独自に自主的に給料の削減措置を実施しているところでございます。本組合におきましても、国及び組合市との給料水準の均衡を保つため、臨時的に削減を図るため所要の規定の改正を行うものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。

第1条は、平成25年8月1日より、給料月額削減を図るため、附則に次の1項を加えるもので、平成25年8月1日より平成26年4月30日まで、次表のとおり、2%から8%の給料月額削減を図るものでございます。また、期末勤勉手当、退職手当等の額を算定する場面につきまして、対象としないものでございます。

次の第2条は、平成19年2月に本条例の一部改正時に設けました附則の経過措置につきましても同様に減額措置を講じるため附則に次の1項を加えるものでございます。

次の3ページでございます。

第1条と同様に、平成25年8月1日から平成26年4月30日までの経過措置分につきましても、次表のとおり2%から8%の給料月額削減措置を講じるものでございます。

次の附則でございます、施行期日を平成25年8月1日からとするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条件制定の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（綿野宏司君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条件制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、原案どおり可決いたしました。以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 本定例会の閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思っております。

本日は、ご提案申し上げました案件につきまして、議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りまして、ご可決、ご承認、また再提案をさせていただきましたものにつきまして、ご可決を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

なお、綿野議長さん、辻本副議長さんにおきましても、それぞれご就任をいただきまして、早速にいろいろご苦勞をおかけ申し上げます。また各委員会委員さん各の選任につきましても円満にご選任賜りまして、御礼と、お祝いを申し上げたいと存じます。

役員皆様方におかれましては、今後ともそれぞれのお立場からご苦勞をおかけ申し上げますと存じますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、終わりに臨みまして、いろいろとこれからこの泉北環境に係るいろんな課題、また、事業につきまして、心より議会の皆様方とともに進めていきたいという思いでございまして、その辺の意のあるところをご理解いただけたかというわけでございますが、我々、三管理者、また職員一同、より効率的で効果的な組合行政の推進のため、さらなる努力をしまいる所存でございます。議員各位におかれましては、組合議会並びに当組合の運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

なお、暑さも厳しくなっております。皆様方にはくれぐれもご健康ご自愛をいただきまして、ご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（綿野宏司君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして、平成25年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（午後2時45分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会臨時議長 松 本 定

泉北環境整備施設組合議会議長 綿 野 宏 司

同 署 名 議 員 宮 口 典 子

同 署 名 議 員 貫 野 幸治郎